

みさわしばりあふりーますたーぶらん 三沢市バリアフリーマスターplan

がいようばん
【概要版】

いどうとうえんかつかそくしんほうしん (移動等円滑化促進方針)

ねんれいわ ねん3がつ みさわし
2021年(令和3年)3月 三沢市

だれ ささ あんぜん あんしん いどう しあわ < めざ
～誰もが支えあい、安全・安心に移動し、幸せに暮らせるまちを目指して～

さくてい はいけい 1. 策定の背景

かいせいぱりあふりーほう けいい ■改正バリアフリー法の経緯

だれ ねんれい しょう うむ た じじょう わ へだ きょうせい しゃかい じつけん
誰もが年齢、障がいの有無、その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現する
ためには、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会の構築が
じゅうよう
重要となります。

いどうおよ しせつ りょう だれ しゃかいさんか じゅうよう しゅだん
また、移動及び施設の利用は、誰もが社会参加をするための重要な手段であることから、
ぱりあふりーか すいしん おお いぎ なか ぱりあふりー かんれん
バリアフリー化を推進していくことは大きな意義をもつものです。そのような中で、バリアフリーに関連す
ほうりつ せいていおよびかいせいたう
る法律が制定及び改正等がされてきています。

はーとびるほう へいせい6ねん ハートビル法(平成6年)

こうれいしゃ しんたいしようがいしゃどう えんかつ りょう
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる
とくていけんちくぶつ けんちく そくしん かん ほうりつ
特定建築物の建築の促進に関する法律)

こうつばりあふりーほう へいせい12ねん 交通バリアフリー法(平成12年)

こうれいしゃ しんたいしようがいしゃどう こうきょうこうつきかん りょう
(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用
いどう えんかつ そくしん かん ほうりつ
した移動の円滑化の促進に関する法律)

ゆにばーさるでざいん せいさくたいこう へいせい17ねん ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年)

りょかくし せつよ しゃりょう どうろ けんちくぶつ こうえん ろがいちゅうしゃじょうどう
旅客施設及び車両、道路、建築物、公園、路外駐車場等の
いittaiteki そうごうとき ぱりあふりー かしさく すいしん
一体的・総合的なバリアフリー化施策を推進

ぱりあふりーほう へいせい18ねん バリアフリー法(平成18年)

こうれいしゃ しょうがいしゃどう いどうとう えんかつ そくしん かん ほうりつ
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

へいせい30ねんかいせい
平成30年改正

・バリアフリーマスターplanの創設

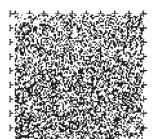
・共生社会の実現、社会的障壁の除去について規定

れいわ2ねんかいせい
令和2年改正

・ここら ぱりあふりー かか しさく そふ とたいさくきょうか
心のバリアフリーに係る施策などソフト対策強化

かくべーじ こーど おんせいこーど じぜん あぶり いんすとーる ひつよう
各ページにあるこのコードは、音声コードです。事前にアプリをインストールしておく必要があります。

すまほあぶり いっぽんむけ ゆにばいす しかくしゅう しゃむ ゆにばいす ぶらいんど
スマホアプリは、一般向け「Uni-Voice」と視覚障がい者向け「UniVoice Blind」があります。



かんれん くに うご
■関連する国の動き

へいせい 2 3ねん しょうがいしゃさほんほう かいせい
○平成23年「障害者基本法」の改正

きょうせいしゃかい じつげん しゃかいてきしょうへき じょきよ きてい
・「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」について規定

へいせい 2 6ねん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ひじゅん
○平成26年「障害者の権利に関する条約」を批准

へいせい 2 8ねん しょうがいしゃさべつかいしようほう せいてい
○平成28年「障害者差別解消法」の制定

ふどう さべつてきとりあつかい きんし ごうりてきはいりょ ていきょう
・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供

へいせい 2 9ねん ゆにばーさるでざいん 2020 こうどうけいかく かんけいかくりょうかくぎってい
○平成29年「ユニバーサルデザイン2020行動計画」関係閣僚閣議決定

ぱらりんぴっく きょうせいしゃかい じつげん めざ
・パラリンピックを契機として「共生社会の実現」を目指す

みさわし おも うごき
■三沢市の主な動き

ほんし とうきょう2020おりんぴっくぱらりんぴっくきょうざたいかい れがしー きょうせいしゃかい じつげん
本市は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のレガシーとして、共生社会を実現するため、
ゆにばーさるでざいん こころ ぱりあふりー せつきよくてき とりくみ ゆにばーさるたうんみさわ
「ユニバーサルデザインのまちづくり」や、「心のバリアフリー」に積極的に取り組み、ユニバーサルタウン三沢
めざ
を目指しています。

とうきょう2020おりんぴっくぱらりんぴっくきょうざたいかい かいさい む かつどうすいしんほうしん さくてい
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて活動推進方針を策定

へいせい 2 7ねん
(平成27年)

(1) ゆにばーさるでざいんのまちづくり

(2) こころ 心のバリアフリー



へいせい 2 9ねん10がつ
○平成29年10月

ういるちえあらぐびーかなだちーむ じぜんきゃんぱち ないてい
「ウィルチェアラグビーカナダチーム」の事前キャンプ地に内定

へいせい 2 9ねん12がつ
○平成29年12月

みさわし きょうせいしゃかいほすとたうん とうろく
三沢市が「共生社会ホストタウン」に登録

れいわがんねん8がつ
○令和元年8月

みさわし せんどうてききょうせいしゃかいほすとたうん にんてい
三沢市が「先導的共生社会ホストタウン」に認定

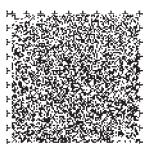
れいわ2ねん4がつ
○令和2年4月

みさわし しよう ひと ひと
「三沢市障がいのある人もない人も

しあわく きょうせい じょうれい しこう
幸せに暮らせる共生のまちづくり条例」の施行

ねんれい せいべつ こくせき しょう うむ
「年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが活躍できるまち」

ゆにばーさるたうんみさわ めざ
【ユニバーサルタウン三沢】を目指して



2. 策定の目的

ばりあふりーますたーぶらん こうれいしゃ しょう しゃどう りよう しせつ あつ ちく いどうとう
バリアフリーマスターープランでは、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まっている地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリー化についての考え方を共有し、ハード・ソフトの両面でまちづくりを推進することを目的としています。

3. バリアフリーマスターープランの期間

れいわ3ねんど れいわ7ねんど 5ねんかん
令和3年度～令和7年度(5年間)

4. マスターープランの位置づけ

かんけいほうれいとう もと ほんし だいにじみさわしうごうしんこうけいかく せいごう はか かくしゅしさく かんれんけいかくとう
関係法令等に基づき本市の「第二次三沢市総合振興計画」と整合を図り、また、各種施策・関連計画等と連携を図りながらマスターープランを推進します。

関係法令等

- 改正バリアフリー法
- ユニバーサルデザイン政策大綱
- 青森県福祉のまちづくり条例
- 三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例

上位計画

- 第二次三沢市総合振興計画
- 三沢市都市計画マスターープラン
- 第3期三沢市地域福祉計画

関連計画

- 三沢市地域公共交通網形成計画
- 三沢市第3期障がい者計画
- 三沢市高齢者福祉計画
- 三沢市公共施設等総合管理計画 等

市民意見など

- まち歩き点検、ワークショップ
- 三沢市移動等円滑化促進協議会
- パブリックコメントの実施 等

そく
即する

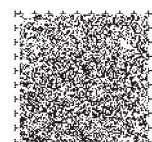
せいいごう
整合
れんけい
連携

はいさい
反映

三沢市バリアフリーマスターープラン

【移動等円滑化促進方針】 (法第二十四条の二)

- バリアフリー化の方針を設定
- バリアフリー化の促進が必要な地区
(移動等円滑化促進地区) の設定
- 高齢者・障がい者等が日常生活で利用する施設及び経路の設定
- 市民及び関係者の理解増進と協力確保
- 届出制度の対象となる施設の設定
- 移動等円滑化に関する情報の収集



5. バリアフリー化に向けた基本理念・基本方針

上位計画におけるまちづくり等の考え方、及びバリアフリー化に向けて求められる役割に基づくとともに、課題等を踏まえて、バリアフリー化に向けた基本理念を定めます。また、具体的な取組の方向性等の基本方針を示します。

基本理念

誰もが支えあい、安全・安心に移動し、幸せに暮らせるまちを目指して



基本方針

1 心のバリアフリーの推進

・人々が互いに理解し、支え合う意識の醸成を図るため、啓発活動等を推進します。

2 施設のバリアフリー化の推進

・旅客施設や道路、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

3 計画的な事業の実施

・限られた予算により効率的かつ効果的に各種バリアフリー化を実施します。

4 継続的な運営体制の確立

・進捗状況を管理し、プランの評価・見直しを行い、継続的なバリアフリー化に取り組みます。

6. 移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区の設定要件

・生活関連施設があり、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

(市役所から500m程度の歩行圏)

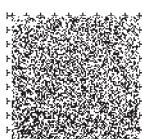
・バリアフリー化が特に必要な地区

・総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

・境界の設定等(道路、河川、鉄道等)によって境界が明確)



市役所周辺地区	市役所周辺は本市の主な公共施設等が集積しており、市内イベント時には人が賑わう地区です。 また、都市計画マスターープラン等でも中心地域として位置付けられていることから、優先的にバリアフリー化の取り組みが必要な地区となります。
---------	--



7. 生活関連施設の設定

生活関連施設の設定要件

常に多くの人が利用する施設や高齢者、障がい者、妊婦等の利用が多い施設を選定する。

■市役所周辺

施設分類	対象施設
行政施設	市役所、上下水道庁舎、市民活動ネットワークセンター（そだなす館）、勤労青少年ホーム・働く婦人の家、三沢公共職業安定所（ハローワーク三沢）、三沢警察署
文化施設	図書館、公会堂
福祉施設	三沢キッズセンター（そらいえ、保健相談センター、総合社会福祉センター（いきいきデイセンター、おおぞら児童センターを含む）、中央保育所、中央社会福祉センター
商業施設	スカイプラザミサワ、野菜集出荷所（みさわやさい市場）
公園、運動施設	中央公園、なかよし公園、アメリカ広場、武道館
路外駐車場	市営駐車場（幸町駐車場）

■三沢駅・三沢空港

三沢駅と三沢空港は本市の玄関口であり、地域の交通基盤としての重要な役割を担っており、優先的にバリアフリー化の取り組みが必要な施設となります。

また、これらの施設間は円滑な移動を行うためには特に連続性を確保する必要があるため、隣接地を含めて「三沢駅等」とび「三沢空港等」として、一体的に施設管理者間で連携を図ります。

なお、これらの施設周辺は徒歩移動で位置付ける施設が少なく、市役所周辺地区まで結ぶ路線バスやコミュニティバス等のアクセス手段が確保されていることから、公共交通ネットワークにより連携を図ることで、当該周辺施設を飛び地で生活関連施設として位置付けます。

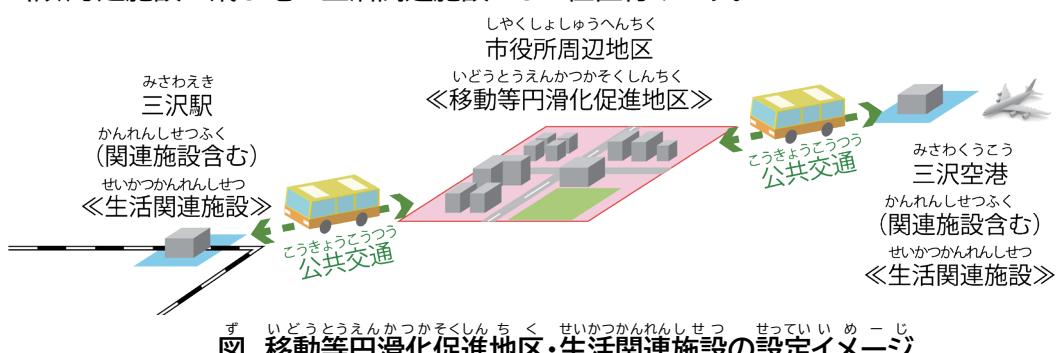
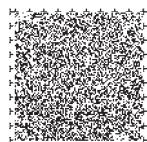
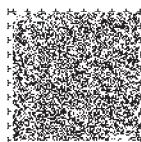
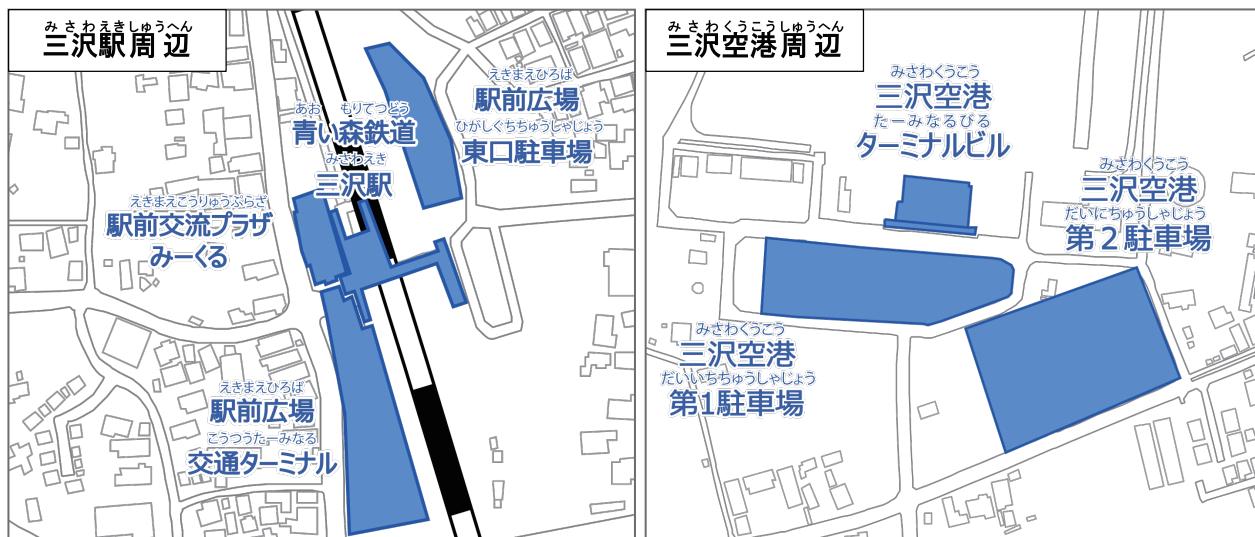
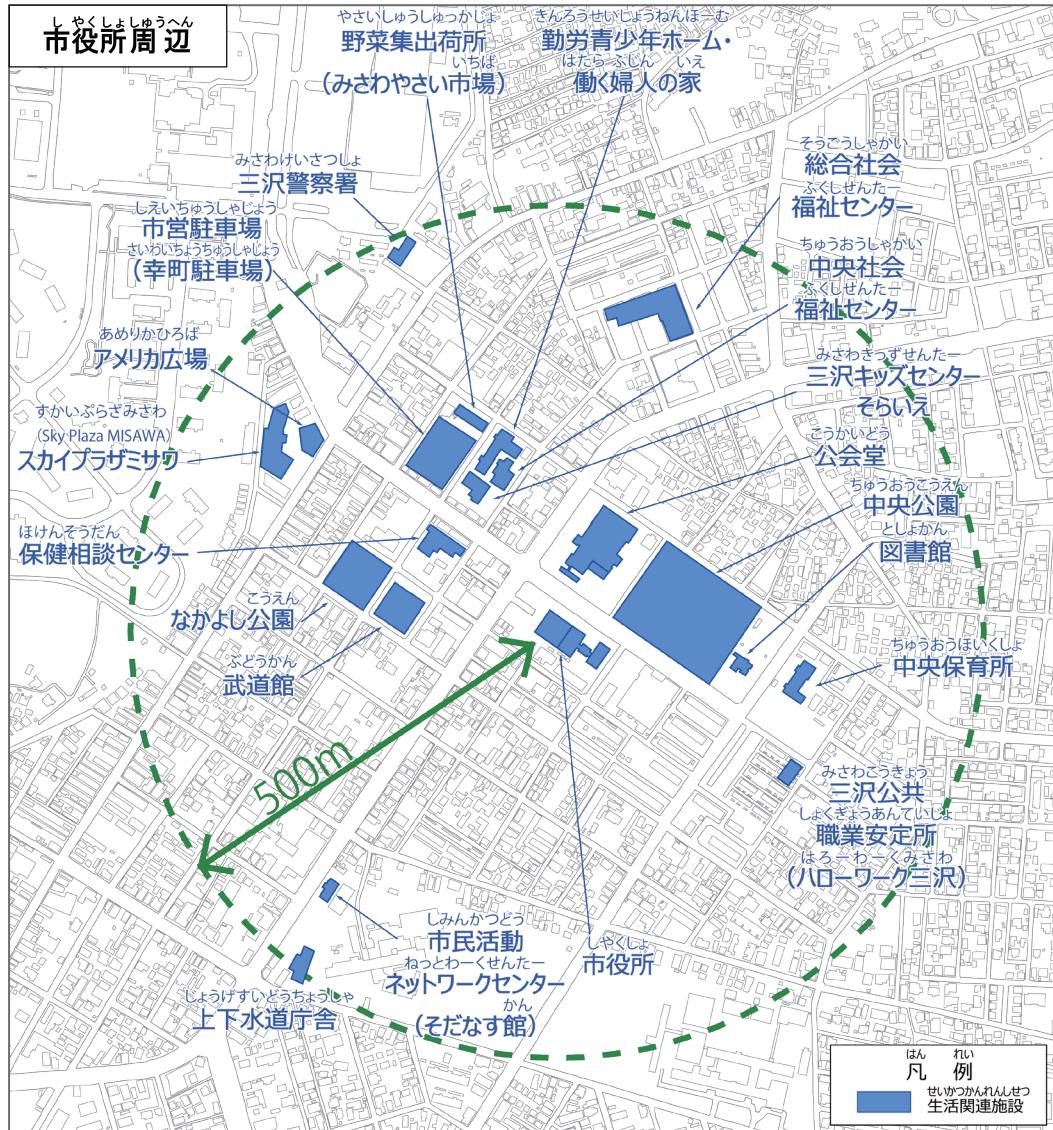


図 移動等円滑化促進地区・生活関連施設の設定イメージ

施設分類	対象施設
旅客施設 (生活関連旅客施設)	三沢駅等（青い森鉄道三沢駅、駅前広場交通ターミナル、駅前交流プラザみーくる、駅前広場東口駐車場） 三沢空港等（三沢空港ターミナルビル、三沢空港第1駐車場、三沢空港第2駐車場）



■生活関連施設の設定

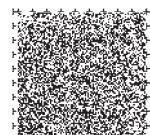
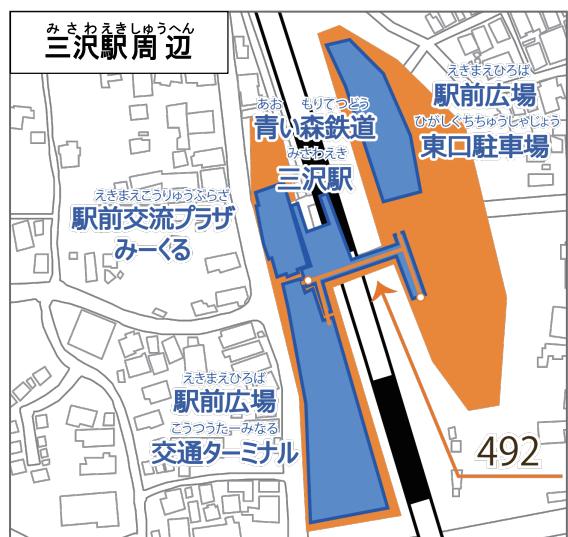
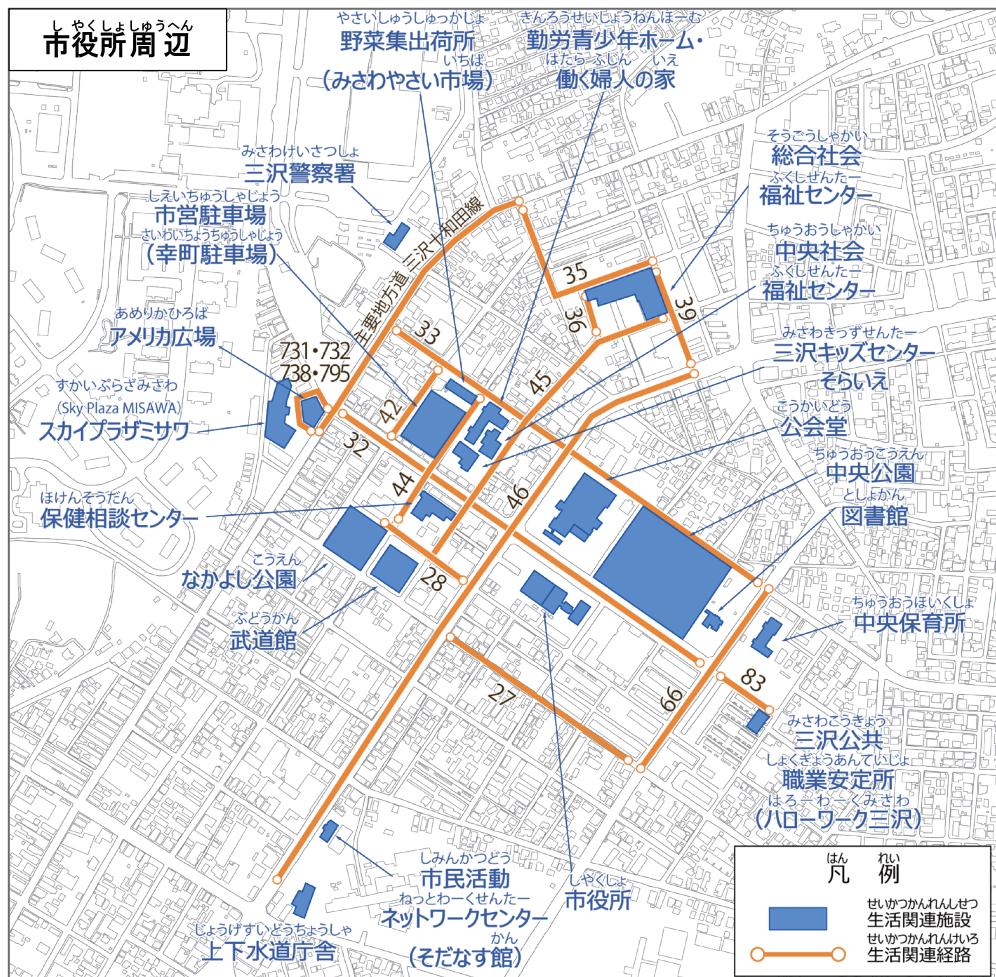


8. 生活関連経路の設定

生活関連経路の設定要件

- ・より多くの人が利用する経路を選定する。
- ・生活関連施設相互のネットワーク(アクセス動線)を確保する。

■生活関連経路の設定



9. 心のバリアフリーの取り組み

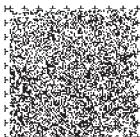
誰もが高齢者や障がい者等の立場に立ち、互いに理解し、支え合う意識の醸成を図るため、啓発活動等を通じて、自分たちができることを考え、行動できる社会を目指します。

対象項目	取り組み
啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等による周知活動 ・ワンポイント手話講座、手話通訳奉仕員養成講座 ・ヘルプマークやマタニティマーク等の普及を通じた周知活動 等
教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生の教育プログラム (ユニバーサルマナー教室、小学生絵画コンクール) ・行政機関及び企業等の職員教育セミナー ・疑似体験型イベント(公共交通、パラスポーツ) 等
社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉アンテナショップ開催、認知症力フェ開催 ・文化芸術活動支援、障がい者スポーツ支援 等

10. 施設のバリアフリー化の取り組み

各施設の新規及び改修の整備にあたっては国が定める移動等円滑化基準及び青森県福祉のまちづくり条例等に基づくものとし、高齢者・障がい者等が利用しやすい利用環境の構築を推進します。

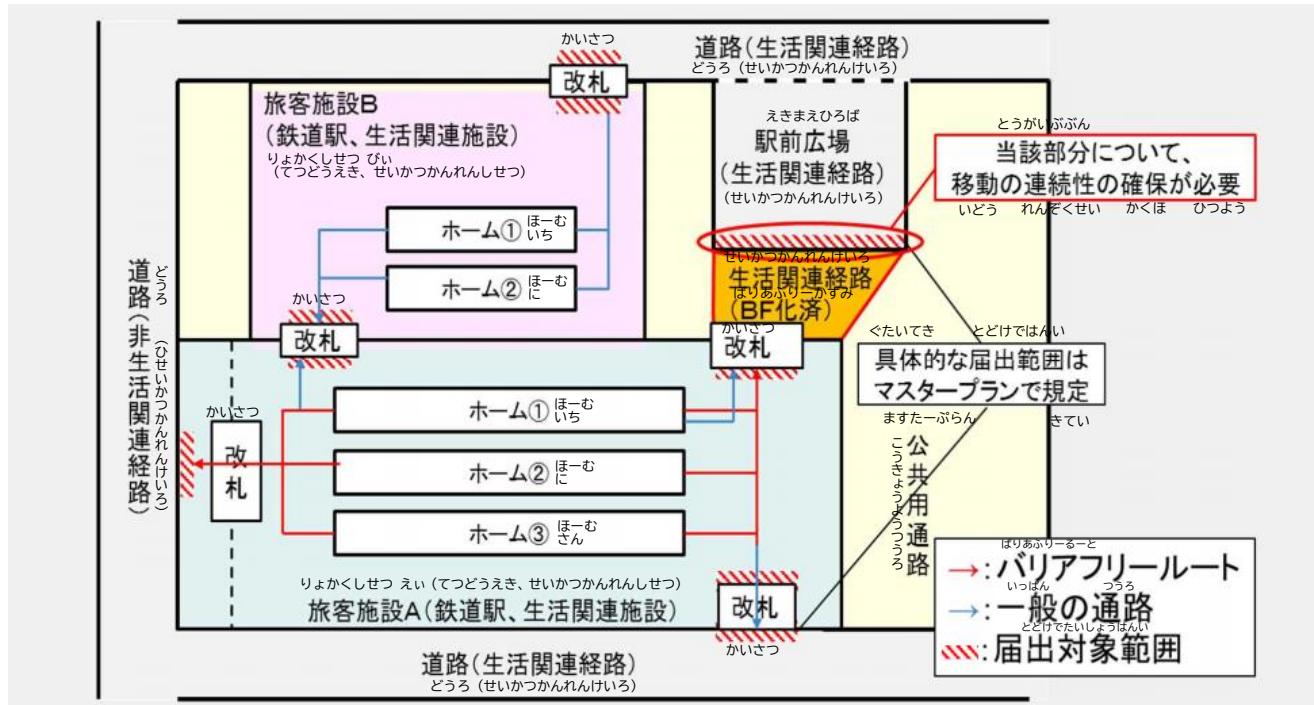
大区分	小区分	取り組み
公共交通	りょかくしせつ 旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設間で連携し、歩行経路等の段差・急勾配の解消、幅員の確保に努める。 ・既存建築物は可能な範囲でバリアフリー化に努める。 ・乗り換え案内等わかりやすい情報提供(点字・多言語など)に努める。
	しゃりょうどう 車両等	<ul style="list-style-type: none"> ・車両更新のタイミング等で利用環境の改善に努める。 ・利用が多いバス停は上屋及びベンチの設置など利用しやすい環境に努める。
道路	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行経路等の段差・急勾配の解消、幅員の確保に努める。 ・歩行経路等の溝幅が広いグレーチング等は溝幅が狭いタイプの交換などに努める。 ・歩道の視覚障害者用誘導ブロックの老朽化や未整備箇所の改善に努める。 ・歩道が無い区間は路面標示など安全確保に努める。 ・歩道上の障害物移動や撤去などにより歩行空間の確保に努める。
建築物	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建てかえ増改築時にはバリアフリーの基準に適合した施設整備に努める。 ・既存建築物は可能な範囲でバリアフリー化に努める。 ・案内表示などわかりやすい情報提供(点字・多言語など)に努める。 ・トイレの洋式化や可能な範囲でバリアフリートイレの設置に努める。
交通安全施設	—	・歩行者が多い交差点の信号機は音響付きにするなど改善に努める。
その他機能等	こうえん 公園	<ul style="list-style-type: none"> ・水飲み場及びトイレ等のバリアフリーの機能の充実に努める。 ・出入口や歩行経路の段差・急勾配の解消、幅員の確保に努める。
	ろがい 路外 駐車場	・障がい者等の優先駐車場の確保に努める。
	あんないひょうしき 案内標識	・歩行経路等の段差・勾配の解消、幅員の確保に努める。
		・案内表示などわかりやすい情報提供(点字・多言語など)に努める。



11. 届出制度

マスター・プランが策定・公表された後、「旅客施設及び旅客施設に面する道路」において改良等を行う場合には、制度に基づき当該行為に着手する30日前までに市へ届け出することが義務付けられます。
対象となる施設・道路等については以下のとおりです。

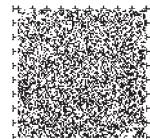
対象項目	内容
対象となる施設	旅客施設及び旅客施設に面する道路
対象となる範囲	<p>【旅客施設】政令第25条第1号 •他の旅客施設との出入口 •生活関連経路を構成する道路法による道路又は三沢市が指定する一般交通用施設との出入口 •パリアフリールートの出入口 【道路】政令第25条第2号 •生活関連旅客施設の出入口又は三沢市が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設</p>
届出の期限	改良等の行為に着手する30日前まで
届け出の窓口	三沢市政策部政策調整課



12. バリアフリー化に係る情報の収集・提供について

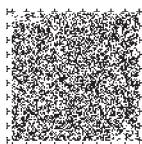
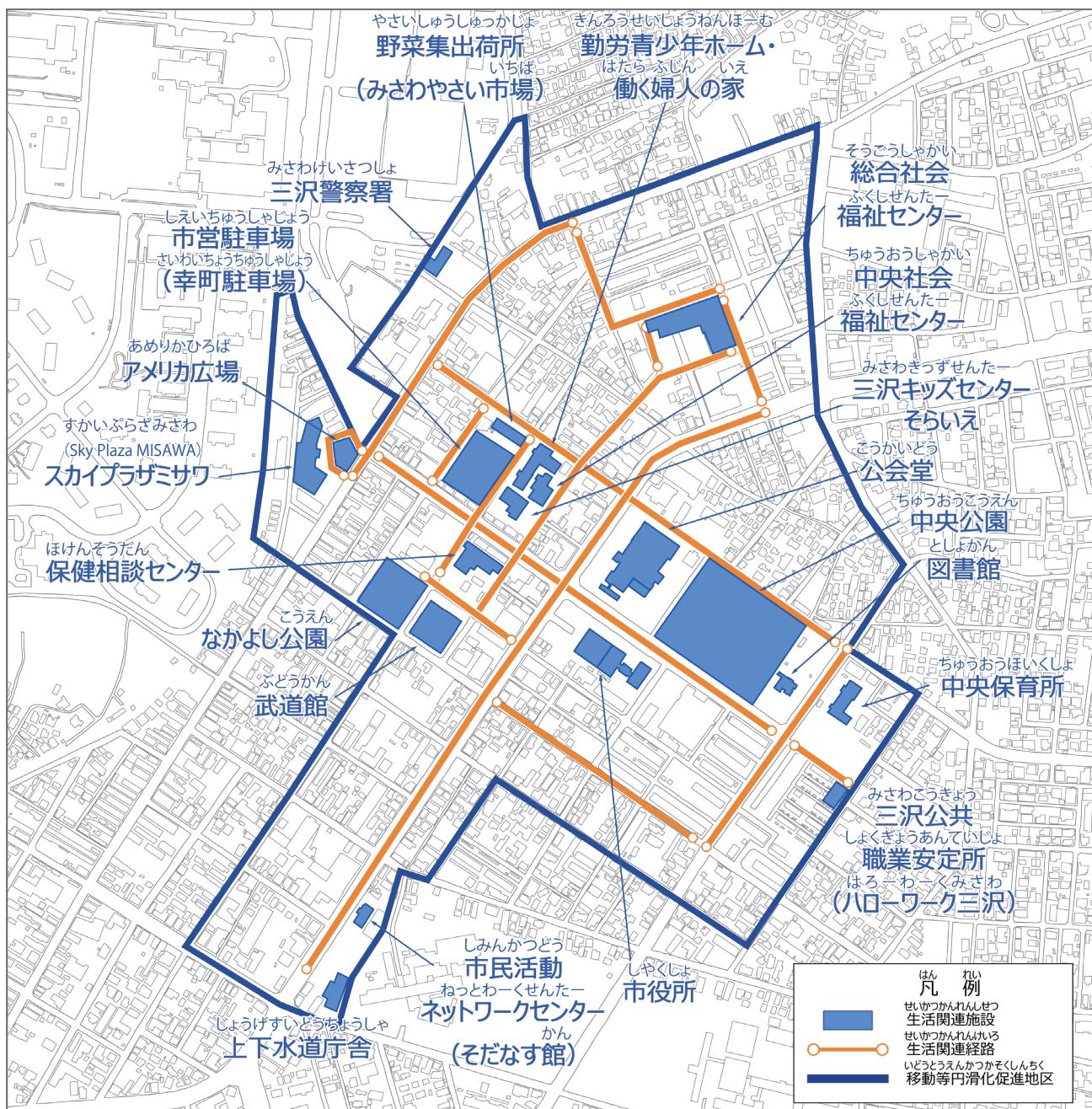
各施設におけるバリアフリー設備等の有無等の情報は高齢者、障がい者等が施設を利用する際に必要な情報となります。本市がバリアフリーマップ等を作成するために各施設等の管理者は本市への情報提供をお願いします。

- ・公共交通事業者及び道路管理者 … 義務
- ・路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等 … 努力義務

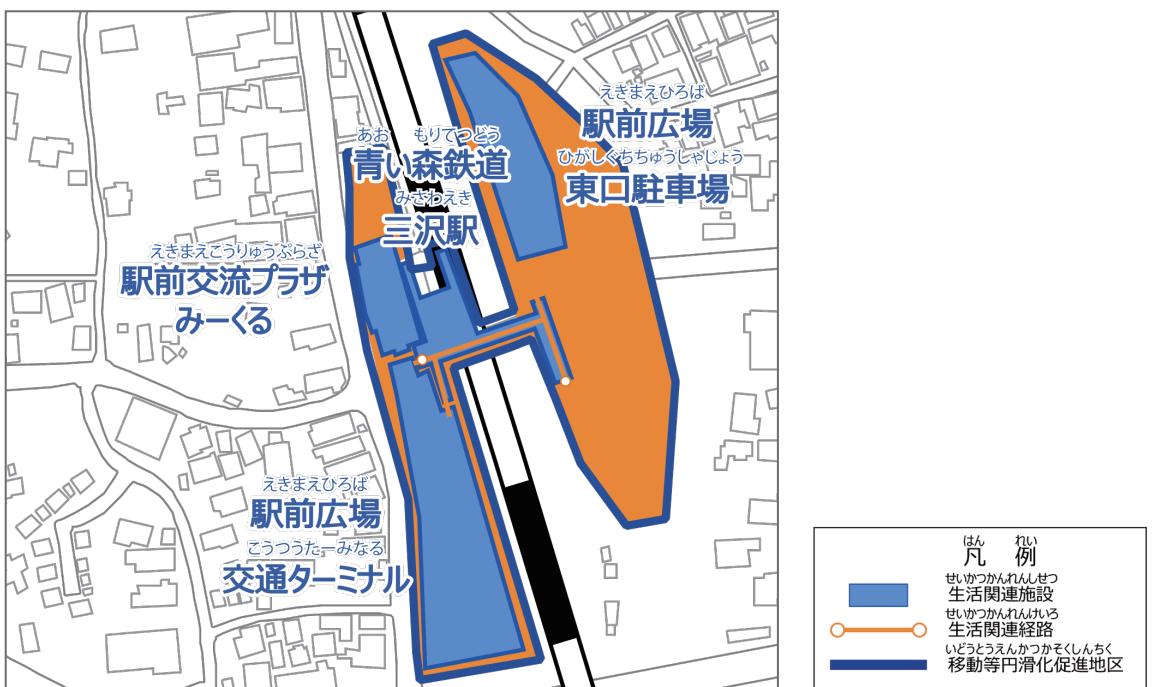


いどうとうえんかつかそくしんちく せいかつかんれんしせつ せいかつかんれんけいいろふく 13. 移動等円滑化促進地区(生活関連施設・生活関連経路含む)

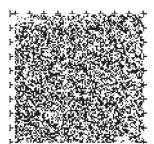
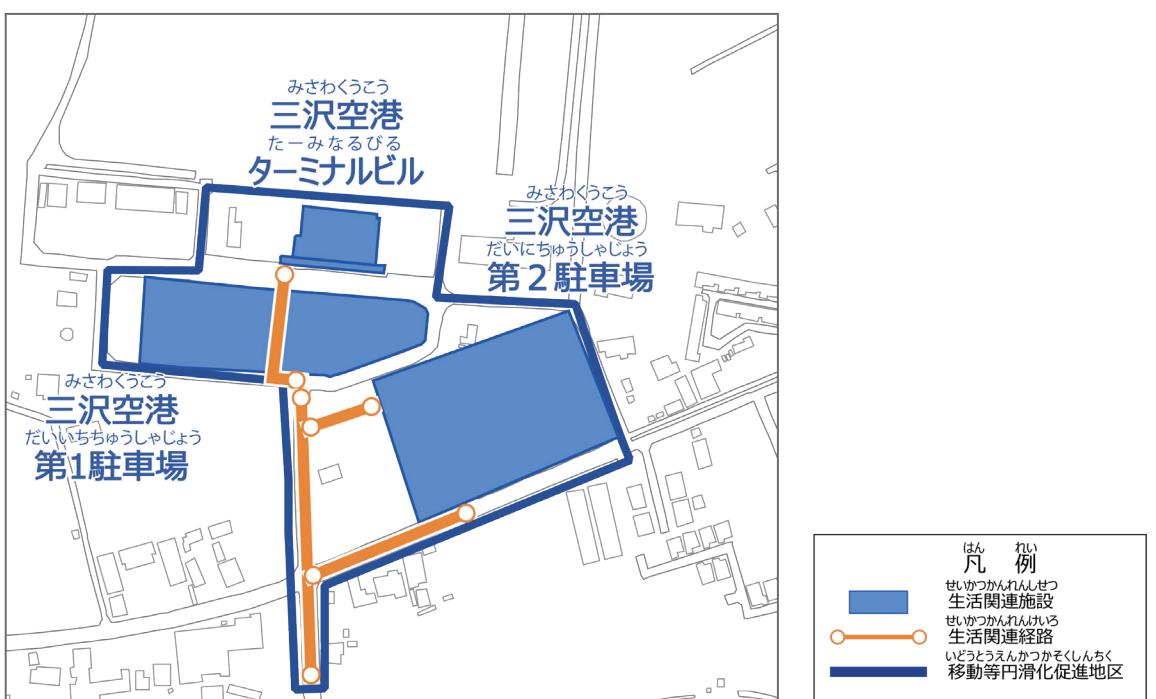
■市役所周辺 位置図



■三沢駅等 位置図



■三沢空港等 位置図



14. バリアフリーマスターplanの進め方

マスターplanに示す方針・考え方等に基づき、移動等円滑化促進地区内・外それぞれのバリアフリー化の進め方について示します。

■移動等円滑化促進地区

改正バリアフリー法で示される移動等円滑化促進地区の設定要件に基づき、本市におけるバリアフリーのまちづくりを実現するためのモデル的な取り組み地区として、移動等円滑化促進地区を設定し、優先的にバリアフリー化を推進します。

■生活関連施設以外の施設や移動等円滑化促進地区以外のエリア

移動等円滑化促進地区の整備を優先的に進めますが、その他の施設及びエリアのバリアフリー化を妨げるものではありません。その他の施設及びエリアにおいても、移動等円滑化促進地区で得られたノウハウ等を活用し、市域全体でのバリアフリー化を推進します。

三沢市バリアフリーマスターplan

移動等円滑化促進地区

- 移動等円滑化（バリアフリー化）整備
方針に基づき、優先的にバリアフリー化を推進

生活関連施設以外の施設や移動等円滑化促進地区以外のエリア

- 個別の案件ごとに応じて

〔バリアフリー化の基本理念〕

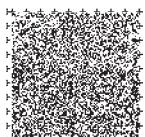
誰もが支えあい、安全・安心に移動し、幸せに暮らせるまちを目指して

三沢市バリアフリーマスターplanに関するお問い合わせ先

三沢市 政策部 政策調整課

住所:〒033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38

電話:0176-53-5111(代表) FAX:0176-52-5656



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。